

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成31年度
計画主体	神奈川県山北町

山北町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 山北町農林課
所在地 神奈川県足柄上郡山北町山北 1301 番地 4
電話番号 0465-75-3654
FAX番号 0465-75-3661
メールアドレス norin@town.yamakita.kanagawa.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、サル、 鳥類（カラス、スズメ、ドバト、ムクドリ、キジバト、ヒヨドリ、カモをいう）
計画期間	平成31年度～平成33年度
対象地域	山北町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成 29 年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害面積 (a)	被害金額 (千円)
イノシシ	水稻・いも類・野菜・果樹・特用林産・工芸農作物	13	165
ニホンジカ	水稻・野菜・果樹・工芸農作物	0.8	42
ハクビシン・タヌキ	野菜・いも類・果樹	13	769
アナグマ	—	0	0
サル	野菜・果樹・豆類	9	283
鳥類	—	0	0
合 計		35.8	1,258

(2) 被害の傾向

<p>(イノシシ) 年間を通して被害が発生しており、里山地域での被害は高止まり傾向にある。住宅地付近での目撃情報も増加しており、住宅に隣接する家庭菜園にまで被害が及んでいる。また、採餌による掘り起こしや、畦畔及び法面の崩壊なども発生している。</p> <p>(ニホンジカ) 水稻、野菜、果樹、工芸農作物など幅広い農作物が食害されているほか、水田や茶畑等の農地で踏み荒らしの被害が発生している。</p> <p>(ハクビシン・タヌキ) 野菜、果樹等の食害が発生している。</p> <p>(アナグマ) 茶園の掘り起し被害が発生している。</p> <p>(サル) 山間部を中心に丹沢湖群が出没し、果樹や野菜類などの農作物に被害をもたらしている。近年は、群れが南下傾向を示しており、生息域が拡大している恐れがある。</p> <p>(鳥類) 町内全域でミカン等の農作物の食害が発生している。</p> <p>(全体共通) 被害を及ぼす有害個体数は、その年の「山の実り」に影響し、その年ごとで被害状況は大きく変化する。</p>

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (平成29年度)	目標値 (平成33年度)
被害面積 (a)	35.8	25
被害額 (千円)	1,258	881

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害対策実施隊の編成 ・ 猟友会活動の支援 ・ 小型獣用箱わなの購入、貸し出し ・ 小型獣用安楽死装置の貸し出し ・ 煙火による追払い ・ 狩猟免許取得費の助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大型獣の処理 有害獣捕獲後の処理体制が確立していない。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 深沢地区全体を囲い込む防護柵の設置(総延長 1,565m) ・ 嵐地区全体を囲い込む防護柵の設置(平成26・27・28・29年度 789m) ・ 農業者等に対する鳥獣被害防護柵等資材購入費の補助 <p>※平成26年度からは電気柵も対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放任果樹の除去 ・ 耕作放棄地対策 農業者の高齢化や減少、また、農産物価格の下落による営農意欲の低下がもたらす放任果樹、耕作放棄地が、鳥獣の誘因物や住処となっている。

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲 捕獲獣の効果的な処理方法を研究し、負担軽減による目標達成を実現する。 ・ 集落環境整備 耕作放棄地対策と連携し、放任果樹の除去、緩衝帯の整備を促進し、鳥獣が近寄らない集落づくりを目指す。 ・ 防護対策 農業者等が自ら設置する防護柵の普及を図る。また、広域防護柵による囲い込みが完了した地区については、地元住民に対し適正な維持管理の指導を推進する。 ・ 被害管理 町農業委員会と連携し、的確な被害状況を把握する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

平成26年10月に組織した鳥獣被害対策実施隊を中心として捕獲に取り組む。また、小型獣については、農業者等に箱わなを貸し出し、捕獲に取り組む。なお、捕獲方法については、鳥獣による地域の被害状況や生息状況等に応じ、銃器またはわなを用いて効果的に行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
31	イノシシ、ニホンジカ、 ハクビシン、タヌキ、アナグマ、 鳥類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会への助成金の交付 ・ 実施隊に対する捕獲助成金の交付 ・ 小型獣用箱わなの貸出 ・ 狩猟免許取得促進 ・ 小型獣用安楽死装置の貸し出し
32	イノシシ、ニホンジカ、 ハクビシン、タヌキ、アナグマ、 鳥類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会への助成金の交付 ・ 実施隊に対する捕獲助成金の交付 ・ 小型獣用箱わなの貸出 ・ 狩猟免許取得促進 ・ 小型獣用安楽死装置の貸し出し
33	イノシシ、ニホンジカ、 ハクビシン、タヌキ、アナグマ、 鳥類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会への助成金の交付 ・ 実施隊に対する捕獲助成金の交付 ・ 小型獣用箱わなの貸出 ・ 狩猟免許取得促進 ・ 小型獣用安楽死装置の貸し出し

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>○イノシシ</p> <p>捕獲計画数は県が作成する管理計画と連携を図りつつ設置することが望ましいが、イノシシの生態的特徴から、個体数を推定する方法は確立されておらず県計画においても、生息頭数及び捕獲計画数は設定されていない。生息頭数に基づく捕獲計画数を設定することは困難であるため、本被害防止計画の捕獲計画数は町内の捕獲実績に基づき設定する。</p> <p>平成27年度から29年度までの平均捕獲頭数は約250頭であるが、捕獲圧の強化を図った平成28年度は420頭で大幅な増加となったが、捕獲頭数は年度により増減するため、3ヶ年の平均頭数を参考に捕獲計画数を設定する。平成31年度からは平均捕獲頭数から50頭増の年間300頭の捕獲を目標とする。</p> <p>○ニホンジカ</p> <p>平成27年度から29年度までの平均捕獲頭数は約480頭であるが、第4次神奈</p>

川県ニホンジカ管理計画に基づき、過去の捕獲実績及び生息状況、被害状況を考慮した上で、毎年度実施計画を定めて捕獲頭数を設定する。

※ 平成30年度神奈川県ニホンジカ管理事業実施計画における捕獲計画数は750頭。

○サル

第4次神奈川県ニホンザル管理計画に基づき、毎年度実施計画を定めて捕獲頭数を設定する。

○ハクビシン・タヌキ・アナグマ

出没状況や被害状況に応じて設定する。

○鳥類

出没状況や被害状況に応じて設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	31年度	32年度	33年度
イノシシ	300	300	300
ニホンジカ（※1）	750	750	750
ハクビシン タヌキ	5	5	5
アナグマ	3	3	3
サル（※2）	2	2	2
鳥類（カラス、スズメ、ドバト、ムクドリ、キジバト、ヒヨドリ、カモ）	50	50	50

（※1）ニホンジカの捕獲計画数は、毎年度策定する神奈川県ニホンジカ管理事業実施計画に基づき定めるため、目安数とする。

（※2）サルの捕獲計画数は、毎年度策定する神奈川県ニホンザル管理事業実施計画に基づき定めるため、目安数とする。

捕獲等の取組内容
○イノシシ、ニホンジカ、鳥類（※一斉捕獲のみ） 捕獲方法：銃器またはわなを用いての捕獲 時期：通年 場所：町内全域 一斉捕獲：必要に応じ随時実施
○サル 捕獲方法：わな（箱わな）を用いての捕獲 時期：随時 場所：清水・三保地域

○小型獣（ハクビシン、タヌキ、アナグマ） 捕獲方法：わな（箱わな）を用いての捕獲 時期：被害報告に基づき随時 場所：被害報告を受けた場所

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容	
(必要性)	農作物被害防止のためのイノシシ、ニホンジカの捕獲は、わな又はライフル銃以外の銃に加え、捕獲率を上げるために、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃も併せて使用する。
(取組内容)	捕獲手段：ライフル銃による捕獲 実施予定時期：平成31年4月～平成34年3月 捕獲予定場所：山北町全域

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
(該当なし)	(該当なし)

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	31年度	32年度	33年度
イノシシ ニホンジカ	金網式200m	金網式200m	金網式200m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
31	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、サル、鳥類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者自ら設置する鳥獣防護柵の普及 ・ 煙火の積極的な配布等による追い払い ・ サルの新たな追い払い方法等の研究、検討及び試験的導入 ・ 放棄果樹や農業廃棄物の適正な処分
32	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、サル、鳥類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者自ら設置する鳥獣防護柵の普及 ・ 煙火の積極的な配布等による追い払い ・ サルの新たな追い払い方法等の検討及び試験的導入 ・ 放棄果樹や農業廃棄物の適正な処分

33	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、サル、鳥類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者自ら設置する鳥獣防護柵の普及 ・ 煙火の積極的な配布等による追い払い ・ サルの新たな追い払い方法等の本格導入 ・ 放棄果樹や農業廃棄物の適正な処分
----	---------------------------------	--

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
山北町農林課	関係機関との連絡調整、住民の避難誘導、有害鳥獣捕獲申請
山北町環境課	有害鳥獣捕獲許可
神奈川県警察松田警察署	住民の安全確保
山北連合猟友会	有害鳥獣捕獲、追い払いの実施
かながわ西湘農業協同組合	関係機関との連絡調整、情報の共有、有害鳥獣捕獲申請
神奈川県県西地域県政総合センター 環境部環境調整課	情報の共有、有害鳥獣捕獲許可

(2) 緊急時の連絡体制

山北町農林課	<ul style="list-style-type: none"> → 神奈川県警察松田警察署管轄駐在 → 山北連合猟友会担当支部長 → 神奈川県県西地域県政総合センター 環境部環境調整課 → かながわ西湘農業協同組合 → 山北町環境課
--------	--

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣のうち、大型獣については食肉として自家消費するほか、埋設又は焼却処分をする。小型獣及び鳥類については、埋設又は焼却処分をする。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その他有効な利用に関する事項

現在、捕獲等をした鳥獣を食品として利用する計画は無いが、食肉として活用できる大型獣については、今後、近隣市町村に処理加工施設が設置された場合、食品としての活用について検討していく。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	山北町鳥獣被害防止対策協議会
--------------	----------------

構成機関の名称	役割
山北町鳥獣被害対策実施隊	捕獲活動の実施（サルを除く）
山北町農業委員会	農業者の代表機関としての助言等
山北町連合自治会	駆除及び被害状況調査等への協力等
かながわ西湘農業協同組合 (山北営農経済センター) (町内各支店)	管内農家等の連絡調整、被害状況の把握、 農家の意見集約及び農家への情報提供
山北町森林組合	林業者の代表機関としての助言等
三保鳥獣保護協会	学識経験者
神奈川県鳥獣保護管理員	学識経験者 鳥獣の保護・管理
山北町環境課	有害鳥獣捕獲許可、捕獲に際しての助言等 捕獲活動の実施（サル）
山北町農林課	事務局

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
足柄上地域鳥獣被害対策協議会	有害鳥獣に係る情報の共有
神奈川県環境農政局緑政部 自然環境保全課野生生物グループ	被害状況集計、情報提供
神奈川県環境農政局緑政部自然環境保 全課平塚駐在事務所（かながわ鳥獣被 害対策支援センター）	対策提案、対策指導、技術指導、情報 提供
神奈川県県西地域県政総合センター 環境部環境調整課・地域農政推進課	被害状況集計、情報提供
神奈川県農業技術センター 足柄地区事務所普及指導課	有害鳥獣に係る情報の共有
神奈川県警察松田警察署	住民の安全確保

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊員には、猟友会の各支部から推薦のあった者から任命する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>地元農業者及び自治会との連携体制を確立し、地域一体となって被害防止に取り組んでいく。</p> <p>かながわ西湘農業協同組合、南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町の各市町の鳥獣対策協議会、また、神奈川県猟友会南足柄支部・神奈川県猟友会足柄上支部で構成されている足柄上地域鳥獣被害対策協議会と連携し、広域的に被害防止に取り組んでいく。</p>

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

この計画に記載した事項以外の捕獲、被害防止方法等があれば、関係機関と連携しながら効果的な方法を検討する。